

八戸港港湾計画書

- 軽易な変更 -

平成 24 年 12 月

八戸港港湾管理者

青 森 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成21年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成23年 2月 青森県地方港湾審議会
- ・平成23年 4月 交通政策審議会第41回港湾分科会

の議を経た八戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 . 公共埠頭計画	2
2 . 小型船だまり計画	2
3 . 臨港交通施設計画	3
4 . 港湾環境整備施設計画	4
5 . 土地造成及び土地利用計画	4

変更理由

八太郎地区において、港湾関連用地の利用形態の変更に対応するため、公共埠頭計画、土地利用計画を変更する。

八太郎地区において、泊地及び港口部の埋没防止のため、小型船だまり計画を変更する。

八太郎地区及び河原木地区において、工業用地の利用形態の変更に対応するため、臨港交通施設計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。

1 . 公共埠頭計画

港湾関連用地の利用形態の変更に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

〔公共埠頭計画〕

八太郎地区（1号埠頭）

埠頭用地 19ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

〔既設の変更計画〕

〔既設
埠頭用地 22ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）〕

2 . 小型船だまり計画

泊地及び港口部の埋没防止のため、小型船だまりを次のとおり計画する。

〔小型船だまり計画〕

八太郎地区

市川船だまり

防砂堤 延長100m [新規計画]

3 . 臨港交通施設計画

工業用地の利用形態の変更に対応するため、臨港道路を次のとおり計画する。

〔臨港交通施設計画〕

道路

八太郎地区

臨港道路八太郎3号埠頭線

起点 八太郎3号埠頭

終点 市道前田小田線 2～4車線 〔既設の変更計画〕

既設

道路

八太郎地区

臨港道路八太郎3号埠頭線

起点 八太郎3号埠頭

終点 市道前田小田線 2～4車線

4 . 港湾環境整備施設計画

工業用地の利用形態の変更に対応するため、緑地を次のとおり計画する。

〔港湾環境整備施設計画〕	
八太郎地区	緑地 12 ha〔既設の変更計画〕
河原木地区	緑地 15 ha〔既定計画の変更計画〕
既設	八太郎地区 緑地 14 ha
既定計画	河原木地区 緑地 17 ha (うち10 ha 既設、3 ha 工事中)

5 . 土地造成及び土地利用計画

港湾関連用地及び工業用地の利用形態の変更に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

単位：ha

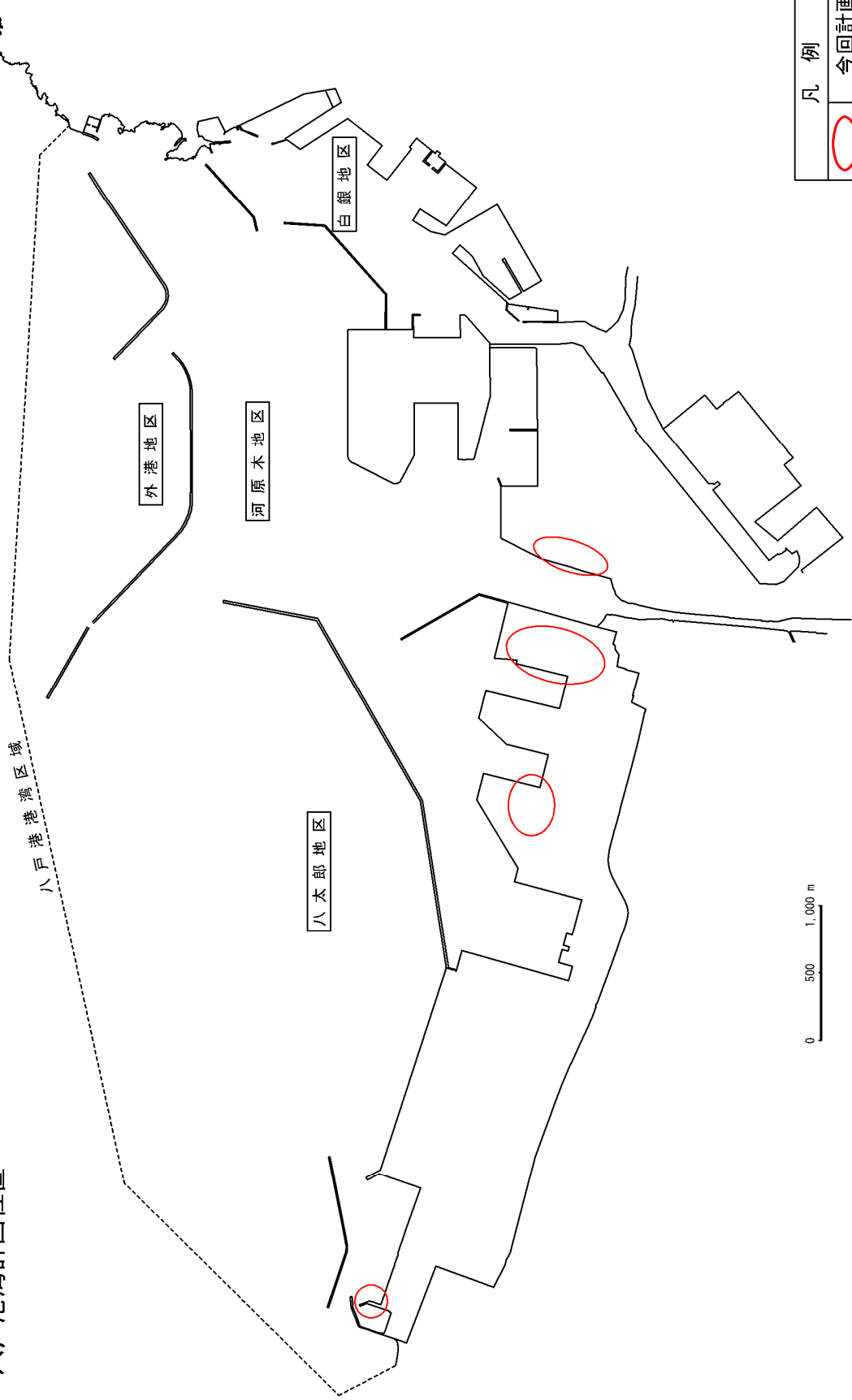
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	合計
八太郎 地区	(60) 60	(26) 26		(323) 323	(21) 21		(12) 12			(442) 442
河原木 地区	(38) 38	(27) 27	(3) 3	(170) 170	(22) 22	(64) 64	(15) 15	(1) 1	(19) 19	(359) 359

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の「変更」に係る土地利用区分のみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

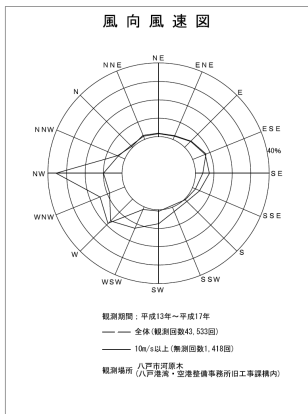
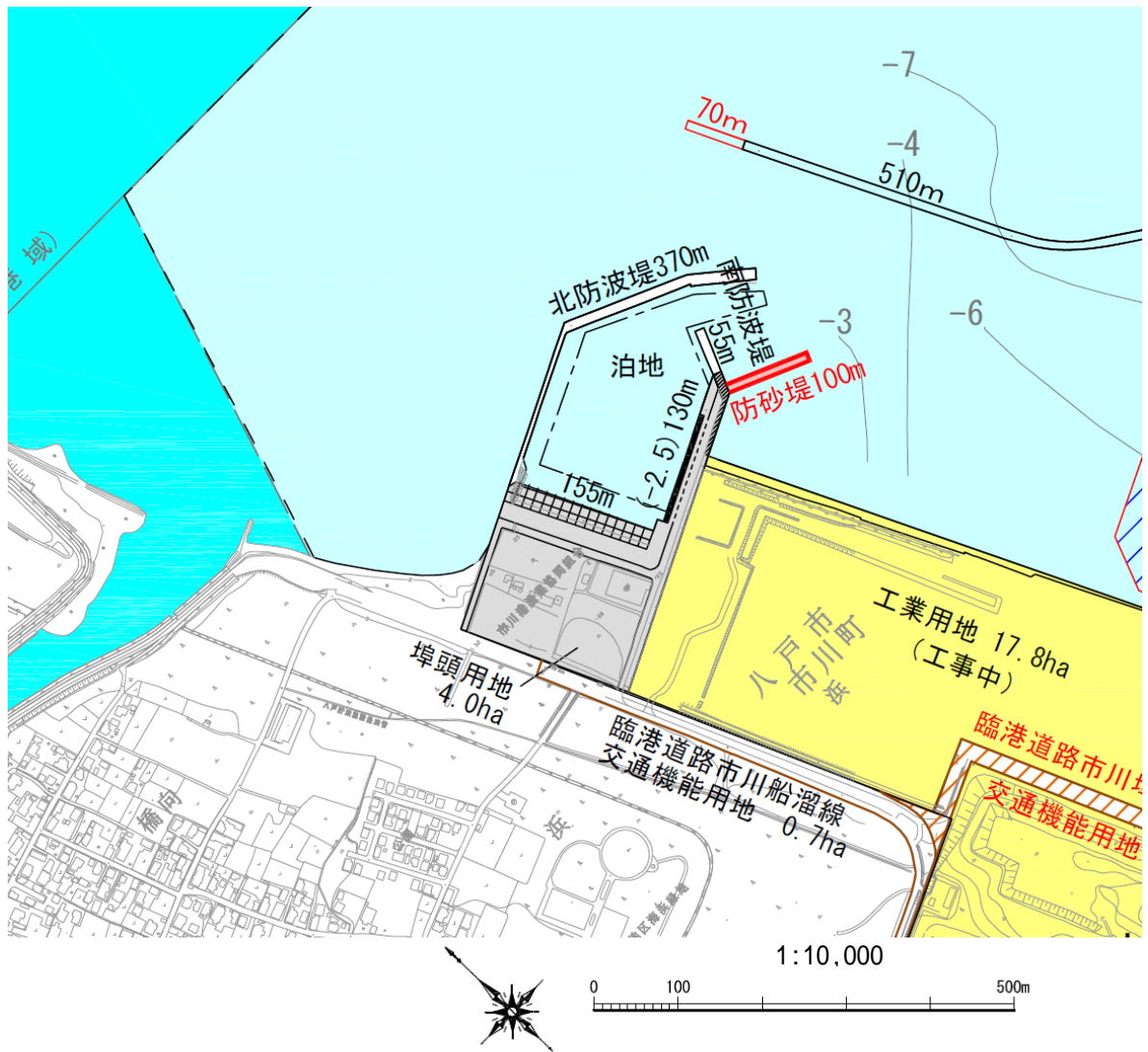
八戸港灣計画位置



凡例	今回計画

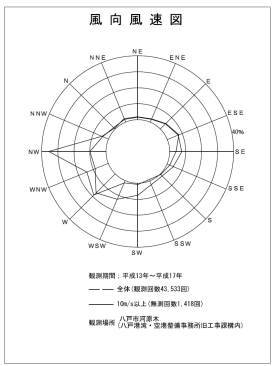
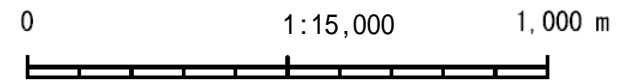
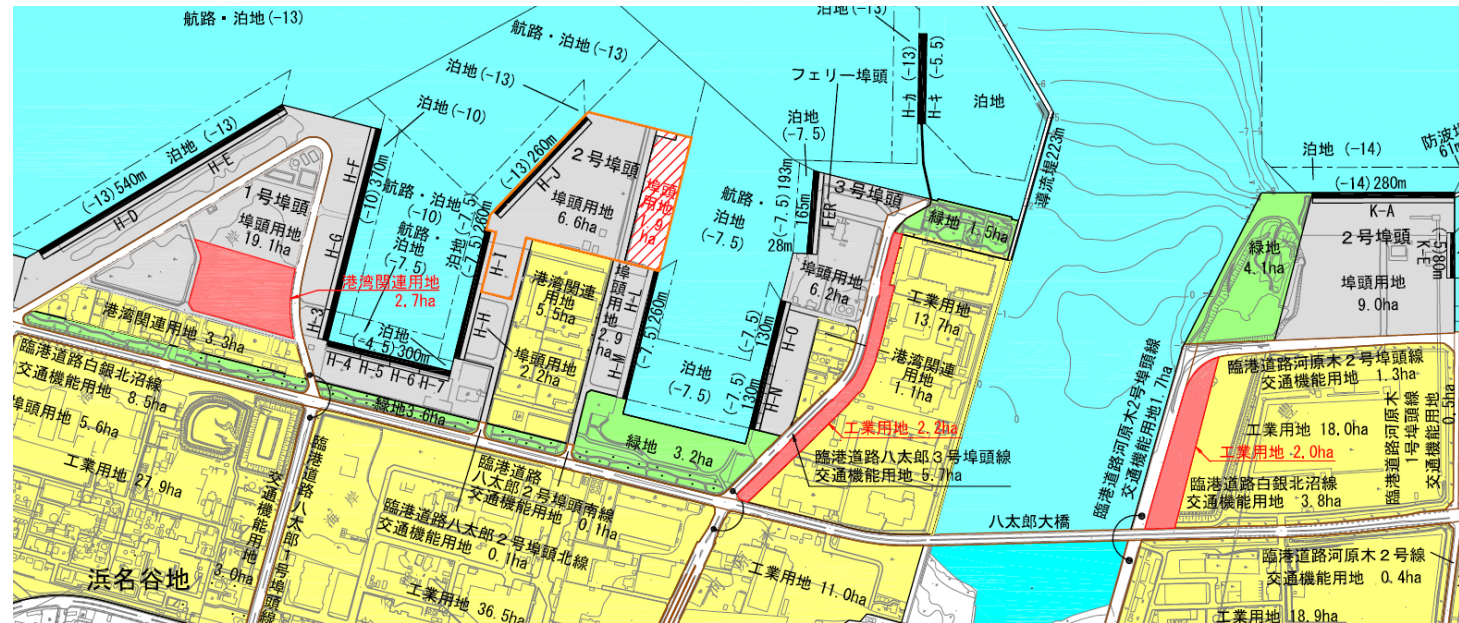
0 500 1,000 m

八戸港港湾計画図（八太郎地区）



凡		例
	航路・泊地	(既設)
		(既設)
	防波堤・防砂堤	(既定計画)
		(今回計画)
	公共物揚場	(既設)
	埠頭用地	(既設)
	臨港道路	(既設)
		(既定計画)
	その他の用地	(既設)

八戸港港湾計画図（八太郎地区・河原木地区）



凡	例
	航路・泊地（既設）
	防波堤（既設）
	公共岸壁（既設）
	公共耐震強化岸壁（既設）
	専用岸壁（既設）
	埠頭用地（既設）
	埠頭用地（既定計画）

凡	例
	緑地（既設）
	臨港道路（既設）
	臨港道路（既定計画）
	その他の用地（既設）
	その他の用地（今回計画）
	効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）